

# 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案の概要



「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設と、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

## ■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

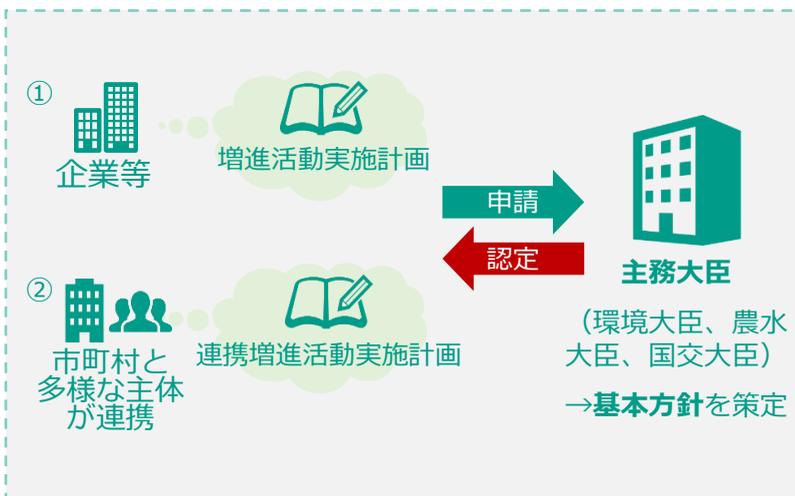
## ■ 主な措置事項

### 1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

#### (1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① 企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定（企業等は情報開示等に活用）。
- ② 市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。

先行的事例である「自然共生サイト」の認定例  
(令和6年1月時点で122件を認定)



- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。

#### (2) 協定制度の創設

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

## 2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止 <施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文  
目次

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第一条関係） . . . . . 1  
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を守る政令（令和五年政令第三百四十二号）（第二条  
関係） . . . . . 2

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜三十四（略）</p> <p>三十五 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第二十六条</p> <p>三十六〜六十四（略）</p> <p>2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に関する法律第三十七条第一項並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第五項の規定並びに前項第二十五号及び第六十四号に掲げる法律の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜三十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十五〜六十三（略）</p> <p>2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に関する法律第三十七条第一項並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第五項の規定並びに前項第二十五号及び第六十三号に掲げる法律の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。</p> <p>3（略）</p>

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）（第二条 関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第六条第二項第二号の政令で定める情報）</p> <p>第一条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第二号の政令で定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第十条第三項に規定する認定増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）又は同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報</p> <p>六～十二 （略）</p>	<p>（法第六条第二項第二号の政令で定める情報）</p> <p>第一条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第二号の政令で定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項に規定する地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報</p> <p>五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六～十二 （略）</p>

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年十二月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百六十八号

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令  
内閣は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十  
八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日は、令和七年四月  
一日とする。

農林水産大臣 江藤 拓  
国土交通大臣 中野 洋昌  
環境大臣 浅尾慶一郎  
内閣総理大臣 石破 茂

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備  
に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年十二月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百六十九号

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第二号及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第一条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六十三号を第六十四号とし、第三十五号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第二十六条

第三条第二項中「第六十三号」を「第六十四号」に改める。

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正）

第二条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第十条第三項に規定する認定増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）又は同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報

附則

（施行期日）

1 この政令は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行の日から起算して三年を経過する日又はこの政令の施行の際現に地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律附則第二条の規定による廃止前の地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項の規定により作成されている同項に規定する地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の計画期間の末日のいずれか早い日までの間に、当該地域連携保全活動計画に基づき樹木が伐採された場合においては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一号第五号中「又は同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報」とあるのは、若しくは同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報又は同法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた同法附則第二条の規定による廃止前の地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項の規定により作成されている同項に規定する地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報」とする。

農林水産大臣 江藤 拓  
国土交通大臣 中野 洋昌  
環境大臣 浅尾慶一郎  
内閣総理大臣 石破 茂